

意見書案第 10 号

子宮頸がん予防ワクチンについて

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成 20 年 6 月 20 日提出

議会運営委員会

委員長 鎌 田 誠

## 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書

女性のがんである子宮頸がんの死亡率は高く、毎年約7,000人が子宮頸がんと診断され、約2,500人が亡くなっている。

子宮頸がんには、他のがんにはない特徴がある。一つは、発症年齢が低いということである。子宮頸がんの発症年齢層のピークは年々低年齢化しており、1978年ごろは50歳以降だったのに対し、1998年には30代になり、20代、30代の若い女性の子宮頸がんが急増している。

もう一つは、子宮頸がんの原因のほとんどが、ヒトパピローマウイルス（HPV）による感染である。8割近くの女性が一生のうちにHPVに感染するものの、感染した女性がすべて発症するわけではなく、持続感染により子宮頸がんが発症するといわれている。このHPV感染を予防するワクチンの研究開発が進み、2006年6月に米国を初め80カ国以上の国で承認されている。つまり、子宮頸がんは「予防可能ながん」ということになる。

しかし、まだ日本ではこの予防ワクチンが承認されていない。我が国においても予防ワクチンへの期待は高まっている。

よって、政府においては、子宮頸がんの予防・早期発見のための取り組みを推進するため、以下の項目について早急に実現するよう強く求める。

### 記

- 1 子宮頸がん予防ワクチンの早期承認に向けた審査を進めること。
- 2 女性の一生においてHPV感染の可能性が高いこと、また予防可能ながんであることをかんがみ、予防ワクチンが承認された後は、その推進を図るために接種への助成を行うこと。
- 3 日本におけるワクチンの開発、製造、接種のあり方に関して、世界の動向等も考慮し検討を進め、必要な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月 日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣

厚生労働大臣